月刊　企業再生サポート情報　No.001

2010.04.22

景気は回復傾向にあり、いずれ中小企業にも波及して来ると思われますが、それまで資金繰りが持つかどうか心配されておられる経営者が多いと思います。
そこで、現時点で資金繰りに行き詰まったら、下記順番で打つべき手を検討し、局面打開を図って行きましょう！！

資金不足額が直近の月末や支払手形決済日でいくらになるのか、また今後2～3ヶ月間ではどうなるのかを正確に把握することが第一歩です。そして、その期間をフルにカバーできる対策を考える必要があります。

資金不足になった場合、まず回収・処分できるものがないかを検討します。既に取り組み済みで「絶対にない！」と思っていても、視点を180度変えることにより資金捻出が出来ることがあります。

次に借入金返済について、支払い猶予が可能かどうかを見極めます。支払い猶予が可能と判断した場合は、関係金融機関と交渉を始めます。その場合、「金融円滑化法」の趣旨を踏まえた上で、「返済猶予依頼書」に加え、「資金繰り表」と「経営改善計画書」を作成して依頼すると説得力が増します。

人件費は経費の中で大きなウエイトを占めており、また必ずしも合理的水準に設定されているわけではないので、聖域とせず見直しを図る必要があります。
特に、金融機関に借入金返済猶予を依頼する場合、代表取締役の報酬をそのままにしたままで理解を得るのは難しいのが実情です。

①～③の方法によっても資金不足が解消しない場合は、買掛金について、支払い時期の延長や分割払いの交渉を開始します。この種の交渉は親密大口取引先に限定して行い、信用不安の噂が広がることのないよう注意が必要です。

企業再生支援チームにご相談ください。企業再生のプロが親身に支援させていただきます。

お問い合せは「ビジネス会計人クラブ・事務局」へお願いいたします。
B.A.C『企業再生・整理・再起』支援チーム　http://kigyo-saisei.seesaa.net/
リスクカウンセラー　細野孟士／中小企業診断士　佐々木文安／弁護士　安達一彦／司法書士　星野文仁／司法書士　原内直哉／社会保険労務士　川端重夫